



スマート・ストラテジー・ファンド (毎月決算型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 内外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）：毎月決算型

スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）：年2回決算型

※各ファンドを総称して「スマート・ストラテジー・ファンド」といいます。

委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円（2020年12月30日現在）

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 9兆3,565億円（2020年12月30日現在）

商品分類・属性区分

商品分類					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)			
追加型	内外	債券			

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (限定ヘッジ)
年2回決算型		年2回			

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月19日に関東財務局長に提出しており、2021年2月20日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

当ファンドは、世界(含む新興国)の政府および政府機関が発行する債券、事業債(含むハイイールド債券)などを実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 世界(含む新興国)の政府および政府機関が発行する債券、事業債(含むハイイールド債券)などへ実質的に投資することで、安定したインカム収入の確保とともに値上がり益によるトータル・リターン¹の最大化を目指します。

■ ケイマン籍米ドル建て外国投資信託証券「ストラテジック・インカム・ファンド クラスA (Strategic Income Fund Class A)」*へ主に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。また、国内籍親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へも投資します。

*正式名称は「マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・ストラテジック・インカム・ファンド クラスA (Manulife Investments Trust Strategic Income Fund Class A)」になります。

■ ストラテジック・インカム・ファンド クラスAの運用は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント(US)LLCが行います。

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として、委託会社が運用を行います。

■ 組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

※外国投資信託証券が保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

2 債券への投資にあたっては、景気サイクルや投資機会の変化を捉え、投資する債券の配分比率を機動的に変更します。

■ トータル・リターン¹の最大化を目指しながら、安定したインカム収入の確保を目指します。

■ 原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB-格相当以上とします。

■ ポートフォリオの通貨配分を調整するために、組入債券の国・地域別配分と異なる通貨配分を行う場合があります。

3

毎月決算を行う「毎月決算型」と年2回決算を行う「年2回決算型」の2つのファンドから構成されます。

▶ 毎月決算型

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。

▶ 年2回決算型

毎年5月、11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月決算型	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥
年2回決算型					決算 ¥						決算 ¥	

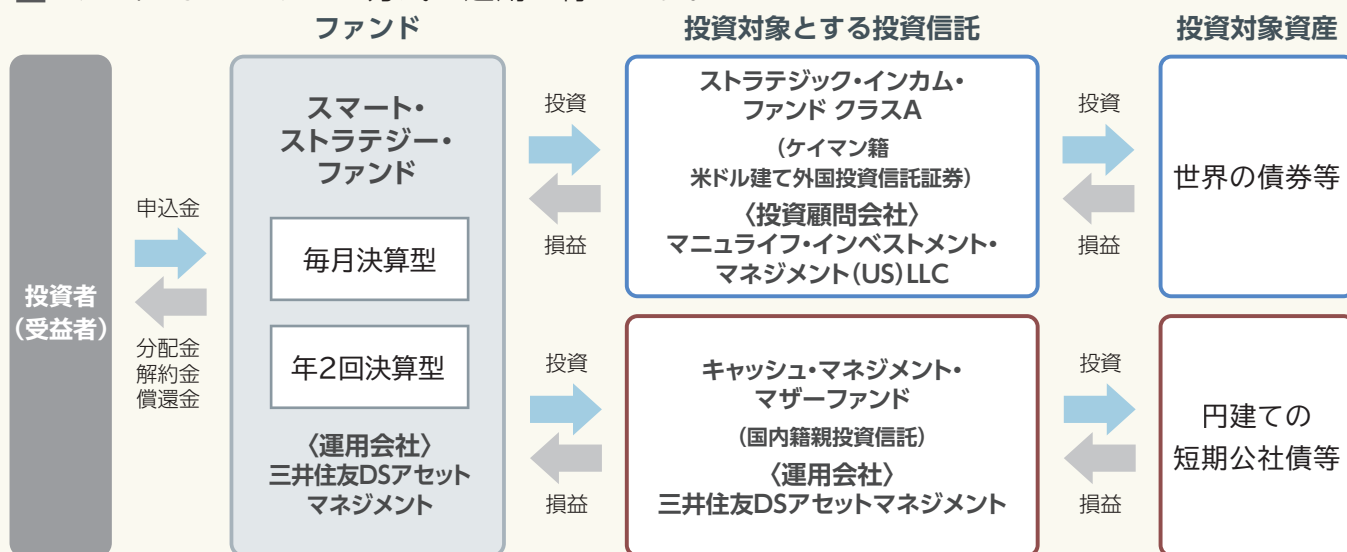
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 販売会社によっては、2つのファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

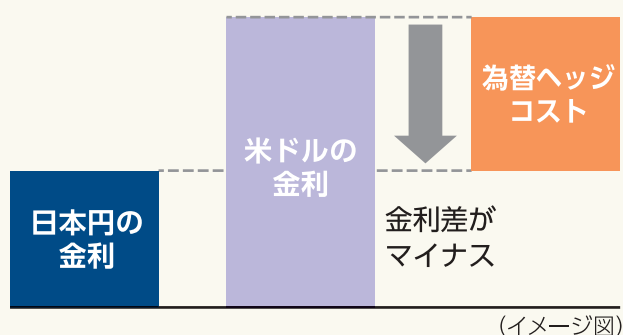
■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*「ストラテジック・インカム・ファンド クラスA」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の債券等となります。

対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を目指します

▶ 為替ヘッジコストについて



- 為替ヘッジとは、為替変動による損失を低減するため、為替予約取引などを利用して、将来的な為替変動の影響を抑える投資手法です。
- 米ドルの金利より日本円の金利が低い状況で、米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行う場合、一般的に2通貨の金利差相当分の為替ヘッジコストが発生します。
- 一方、米ドルの金利より日本円の金利が高い場合などでは、為替ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)が発生する場合があります。

▶ 為替ヘッジに関する留意事項

■ 為替ヘッジコストは変動します

為替ヘッジコストは市況動向等により変動します。

今後、米国の利上げ等により日米金利差が拡大した場合などでは、為替ヘッジコストの水準が上昇し、為替ヘッジ後の投資収益が低下する場合があります。また、為替ヘッジ取引を行う場合、当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等により、実際的为替ヘッジコストの水準は2通貨の金利差から想定される水準と大きく異なる場合もあります。

■ 為替変動リスクを完全には排除できません

対円で為替ヘッジにあたっては、外国投資信託証券の組入額とほぼ同程度の「米ドル売り・円買い」の為替予約取引等を行うことにより、為替リスクの低減に努めます。

当ファンドが投資対象とする「ストラテジック・インカム・ファンド クラスA」は、米ドル建て以外の債券に投資する場合があるとともに、主にリスクコントロールの観点などから、組入債券の国・地域別配分と異なる通貨配分を行う場合があります。

このようなことから、実質的な組入外貨建資産すべてに対して完全に対円で為替ヘッジをすることはできず、米ドルと当該米ドル以外の通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

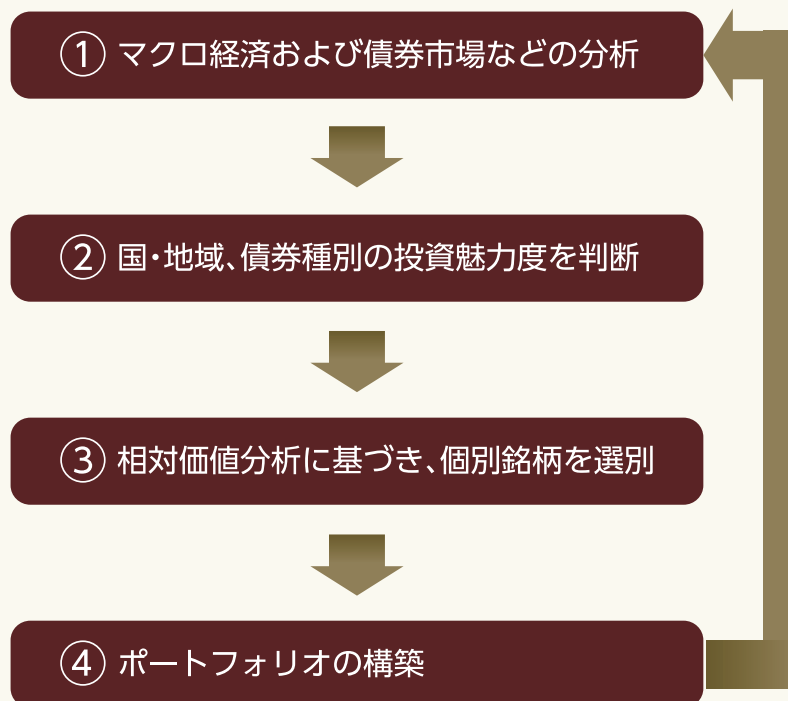
▶ マニユライフ・インベストメント・マネジメント

- マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、世界的な金融グループであるマニユライフ・グループの中核となる資産運用会社です。豊富な運用実績を誇り、世界中から高い評価と信頼を得ています。
- マニユライフ・インベストメント・マネジメント(US) LLCは、ボストンに本拠を置く、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの米国現地法人です。その前身は、1862年より運用を開始したジョン・ハンコック生命の資産運用会社であり、150年にわたり多様な運用戦略を提供して参りました。その運用実績は米国をはじめ世界的に高い評価を受けております。

▶ 運用プロセス

[ストラテジック・インカム戦略の運用プロセス]

- 継続的に高いリターンを獲得すべく、市場環境の変化を捉え、配分比率を見直します。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

▶ 毎月決算型

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算型は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

▶ 年2回決算型

- 年2回(原則として毎年5月および11月の20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

年2回決算型は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

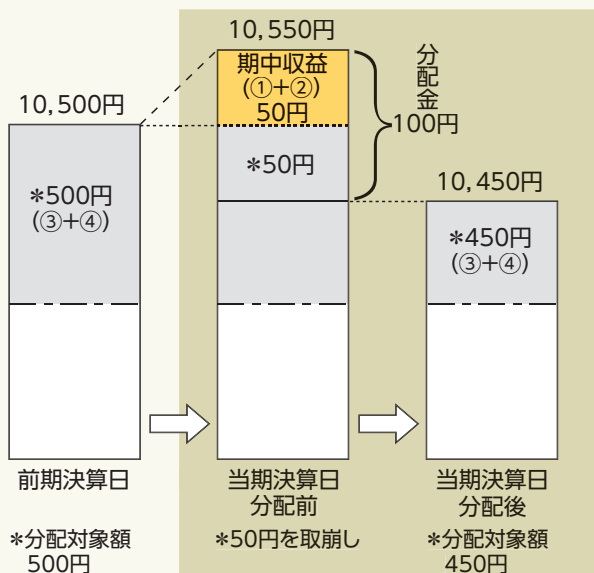


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

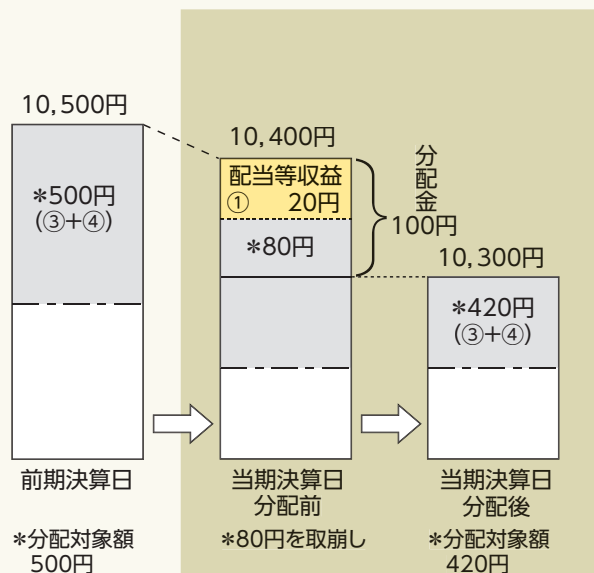
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

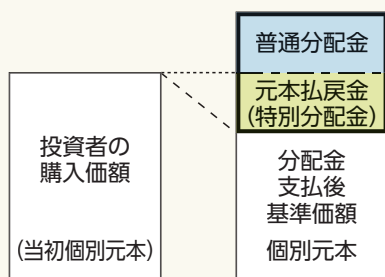


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

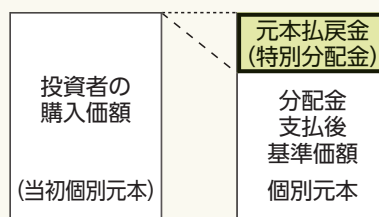
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶ストラテジック・インカム・ファンド クラスA

基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／米ドル建て
運用目的	主に世界(新興国を含みます。)の政府および政府機関が発行する債券、事業債(ハイイールド債券も含みます。)などに投資することで、あらゆる市場環境において安定したインカムゲインの確保とともに値上がり益を追求することで、トータルリターンを最大化を目指します。
主要投資対象	世界(新興国を含みます。)の政府および政府機関が発行する債券、事業債(ハイイールド債券も含みます。)等を主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 世界(新興国を含みます。)の政府および政府機関が発行する債券、事業債(ハイイールド債券も含みます。)等を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の有価証券等(国際機関債、資産担保証券、バンクローンなど)にも投資する場合があります。 債券等への投資に当たっては、利回り、信用力、ストラクチャーや業種分散などを考慮し、主に相対的に魅力的な利回りやリスク調整後のリターンが見込まれる銘柄に投資します。 原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB一格相当以上とします。 ポートフォリオの通貨配分の調整等の目的で為替取引を活用します。 金利動向、ビジネスサイクル等の経済分析に基づいて、複数の債券種別(主に米国国債／政府機関債、事業債、米国以外の国の債券)への配分を行います。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 債券への投資割合は、原則として取得時においてファンドの総資産額の65%以上とします。 同一発行体の事業債への投資割合は、原則として取得時においてファンドの総資産額の10%以内とします。 同一業種(事業債)への投資割合は、原則として取得時においてファンドの総資産額の25%以内とします。 米国以外の単一国の国債への投資割合は、原則として取得時においてファンドの総資産額の25%以内とします。 新興国の債券への投資割合は、原則として取得時においてファンドの総資産額の50%以内とします。 株式への直接投資は行いません。債券等へ投資またはコーポレートアクションなどの結果、株式を保有することとなった場合は原則として速やかに売却します。 流動性の乏しい資産への投資は、ファンドの純資産総額の15%以内とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等:年0.65%(程度)</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、財務諸表の作成費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換・事務代行費用、受託会社の費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>なお、関係法人によっては、固定報酬や下限報酬が設定されている場合があります。</p> <p>※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
管理会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント(HK)リミテッド
投資顧問会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント(US)LLC (実質的な有価証券等の運用を行います。)

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	1. 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 2. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 株式への投資は行いません。 2. 外貨建資産への投資は行いません。 3. デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。

為替リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券の実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行います。そのため、米ドルと米ドル以外の通貨との為替変動による影響を受けます。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- 政治体制の変化
- 社会不安の高まり
- 他国との外交関係の悪化
- 海外からの投資に対する規制
- 海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格が影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

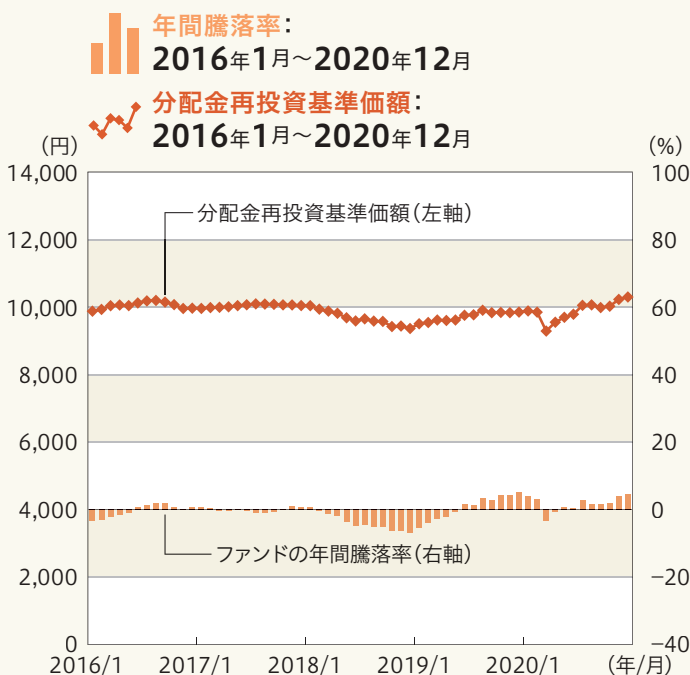
(参考情報)投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

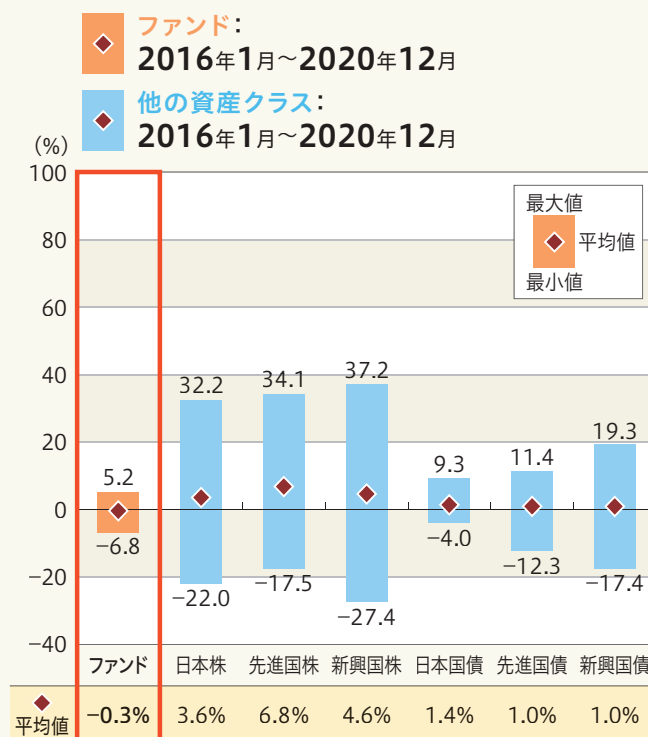
■ 毎月決算型



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

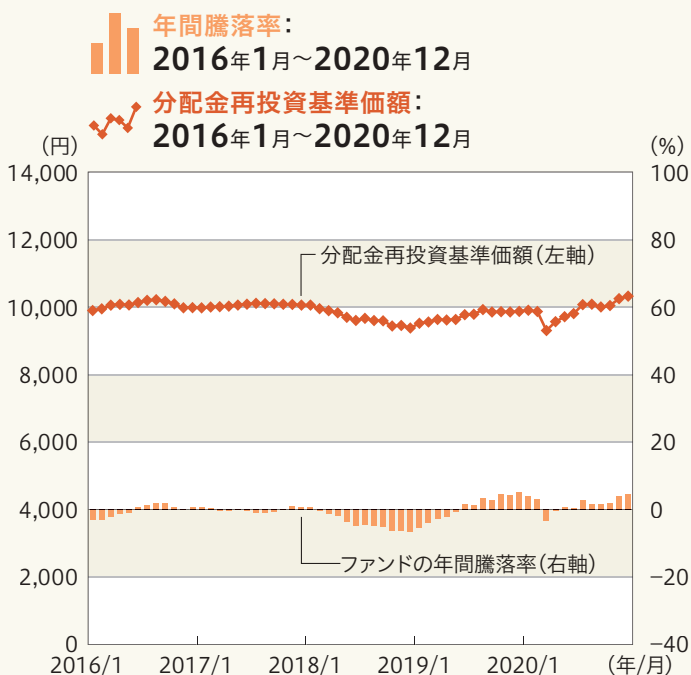
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

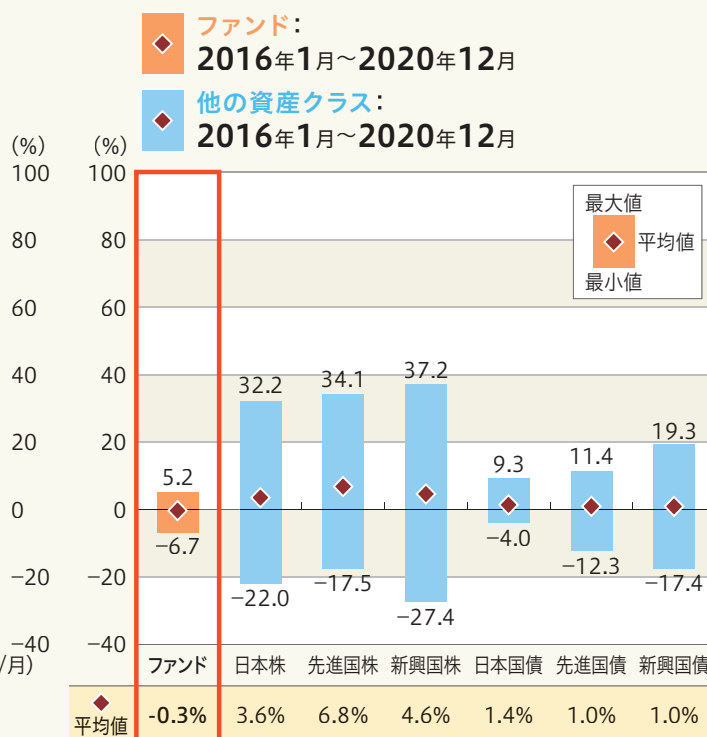
■ 年2回決算型



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

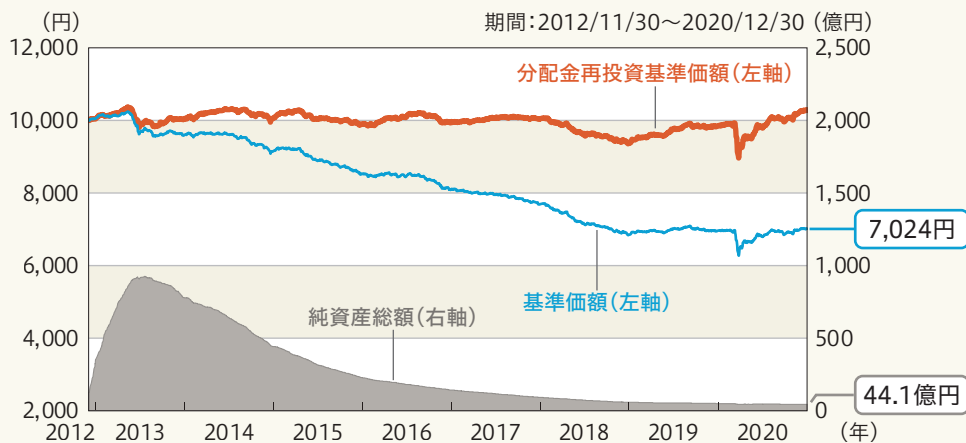
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2020年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■ 毎月決算型



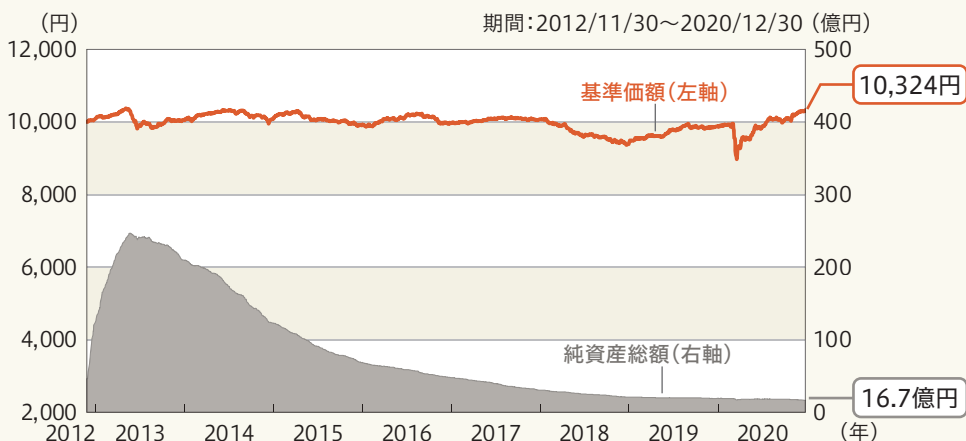
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

決算期	分配金
2020年12月	20円
2020年11月	20円
2020年10月	20円
2020年 9月	20円
2020年 8月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,180円

*分配金は1万口当たり、税引前

■ 年2回決算型



決算期	分配金
2020年11月	0円
2020年 5月	0円
2019年11月	0円
2019年 5月	0円
2018年11月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

■ 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Strategic Income Fund Class A	95.6%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.3%

■ 年2回決算型

投資銘柄	投資比率
Strategic Income Fund Class A	95.9%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.3%

*投資比率は全て純資産総額対比

運用実績

基準日:2020年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■ストラテジック・インカム・ファンド クラスA

「国債・国際機関債・政府機関債等」の組入上位5銘柄

	投資銘柄	国名	種別	投資比率
1	米国国債 4.375% 2/15/2038	米国	米国国債等	1.2%
2	米国国債 2.375% 5/15/2029	米国	米国国債等	1.0%
3	米国国債 3% 2/15/2049	米国	米国国債等	1.0%
4	日本国債 0.1% 12/20/2023	日本	先進国国債等(除く米国)	0.9%
5	米国国債 2% 11/15/2026	米国	米国国債等	0.9%

「除く国債・国際機関債・政府機関債等」の組入上位5銘柄

	投資銘柄	国名	種別	投資比率
1	HCA 3.5% 9/1/2030	米国	ハイ・イールド債券	0.8%
2	HCA 5.375% 2/1/2025	米国	ハイ・イールド債券	0.7%
3	USバンコープ 0.85% 6/7/2024	米国	投資適格社債	0.7%
4	チャーター・コミュニケーションズOp/CCOキャピタル 5.125% 7/1/2049	米国	投資適格社債	0.7%
5	USバンコープ 5.125% 永久債	米国	投資適格社債	0.6%

資産特性

デュレーション	4.8年
平均格付け	A-
直接利回り	3.4%
最終利回り	2.0%

格付別構成

格付け	比率
AAA	19.6%
AA	5.9%
A	11.6%
BBB	25.4%
BB	22.5%
B	8.7%
CCC以下	0.5%
NR	1.8%

※格付けは、原則としてS&P社、Moody's社、Fitch社の格付けを採用。3社格付けの場合は中央値を採用。2社格付けの場合は低い方を採用。格付け記号の表記に当たってはS&P社の表記方法で統一し、+、-の符号は考慮せず掲載。

国別構成

国名	比率
米国	61.2%
カナダ	5.9%
インドネシア	3.6%
ブラジル	2.9%
ノルウェー	2.1%
国際機関	2.1%
イギリス	1.8%
ドイツ	1.3%
日本	1.3%
マレーシア	1.1%
その他	12.4%

債券種別構成

種別	比率
米国国債等	8.7%
先進国国債等(除く米国)	13.9%
新興国債券	12.3%
投資適格社債	24.9%
ハイ・イールド債券	28.3%
資産担保証券(モーゲージ等)	5.8%
バンクローン	0.0%
その他	2.0%

*比率は全てストラテジック・インカム・ファンド クラスAの純資産総額対比

基準日:2020年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

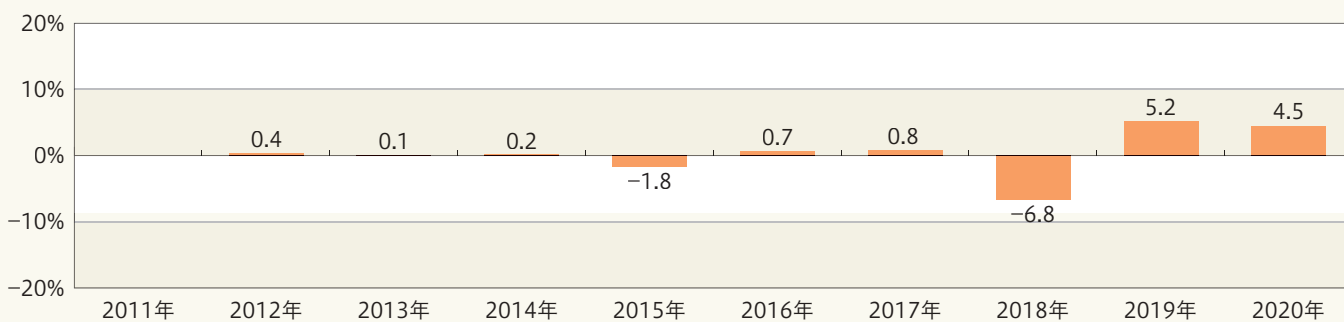
上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	9 政保道路機構	特殊債券	21.0%
2	6 政保道路機構	特殊債券	8.4%
3	149 政保道路機構	特殊債券	5.5%
4	129 政保道路機構	特殊債券	4.2%
5	135 政保道路機構	特殊債券	2.7%
6	14 政保政策投資B	特殊債券	2.1%
7	145 政保道路機構	特殊債券	2.1%
8	22 国際協力銀行	特殊債券	2.1%
9	347 大阪府公債	地方債証券	2.1%
10	27 三菱UFJリース	社債券	2.1%

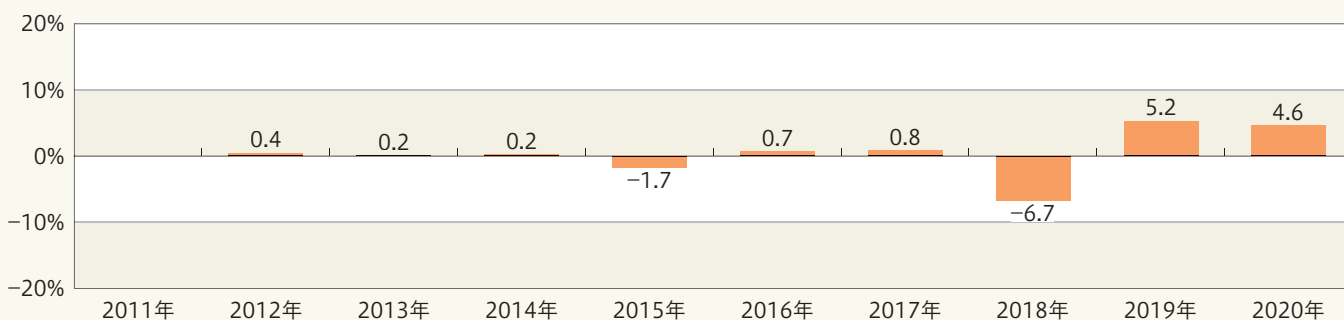
*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ 毎月決算型



■ 年2回決算型



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2012年は当初設定日(2012年11月30日)から年末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、 毎月決算型 および 年2回決算型 の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2021年2月20日から2021年8月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

決 算 日	<p>毎月決算型 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p>年2回決算型 毎年5月、11月の20日(休業日の場合は翌営業日)</p>
収 益 分 配	<p>毎月決算型 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>年2回決算型 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>(共通) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p>

その他

信 託 期 間	無期限(2012年11月30日設定)
繰 上 償 還	<p>当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還します。</p> <p>また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	各々につき1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	<p>ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。</p> <p>また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、以下のように掲載されます。</p> <p>毎月決算型 スマスト毎月 年2回決算型 スマスト年2</p>
課 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、2020年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.1275% (税抜き1.025%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.35%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.65%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.025%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする 投資信託	年0.65%程度*												
実質的な 負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年1.7775% (税抜き1.675%) 程度*</p> <p>*当ファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により固定報酬や下限報酬が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。</p>												
その他の費用・ 手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長 5年間 (投資期間は2023年まで)	
利用できる限度額	120万円 ／年 (最大 600万円)	80万円 ／年 (最大 400万円)

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2020年12月末現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント